

序章 能美市都市計画マスタープランの概要

1. 策定の背景・目的

本市では、2009 年度に能美市都市計画マスタープラン（以下、本計画）を策定し、「豊かな自然に抱かれ、個性が輝く快適居住都市・能美」の実現にむけ、都市計画区域の再編や土地利用条例の制定、広域交流基盤の整備（JR能美根上駅、能美根上スマートインターチェンジの設置等）など、広域的な連携・調整に配慮しつつ、本市独自の都市計画を展開してきました。

一方、計画策定後 13 年が経ち、全国的に人口減少や少子化・高齢化の進行、巨大災害の切迫やインフラの老朽化などの課題が生じており、「国土のグランドデザイン 2050（2014 年 7 月）」では「コンパクト+ネットワーク」などによる「対流促進型国土」の形成を目指す方針が示されています。さらに、国際的にも「持続可能な開発目標（SDGs）」が 2015 年に採択され、我が国も目標の達成に向けて産学官民が連携した取り組みを行っています。

また、本市の上位計画である「第 2 次能美市総合計画」が 2017 年 7 月に策定され、「市民が躍動し、地域が輝く 能(よ)き美(し)きまちづくり」の実現に向け、「集約」と「活性化」によるまちづくりの方針が示されました。

以上より、本計画は社会経済情勢の変化や上位関連計画を踏まえ、将来的な人口減少を真摯に受け止めながら、市民が豊かに暮らし続けられる持続的な都市づくりに向け、長期的な都市計画のあり方を示すために策定するものです。

<国・県の動向>

■ 社会経済情勢の変化

- …本格的な人口減少・超高齢社会の到来
- 北陸新幹線金沢開業、敦賀延伸決定
- 自然災害の多発（東日本大震災、熊本地震など）
- ICT・IOT・AIなどの技術革新 など

■ 都市計画関連の変化

- …コンパクト+ネットワークの都市づくり
- （立地適正化計画制度の創設）
- 空き家・空き地対策の推進、津波等の災害対策の推進
- 公共空間の利活用、エリアマネジメントの推進など

■ 時代の潮流（第 2 次能美市総合計画より）

- ①人口減少・少子高齢化の時代：
人口減少の克服
- ②安全・安心の時代：真の豊かさの追求
- ③知性・感性の時代：“知”の集積と活用
- ④交流・連携の時代：グローバル化の進展
- ⑤自立・協働の時代：多様な主体による
連携と推進

<本市の動向>

■ 上位関連計画の改定・策定

- 第 2 次能美市総合計画（2017 年 7 月策定）、能美都市計画区域マスタープラン（2013 年 8 月策定）
- 能美創生人口ビジョン（2016 年 3 月策定）、第 2 期能美創生総合戦略（2020 年 3 月策定）など

■ 都市計画関連の取り組み

- 都市計画区域の再編・線引きの廃止および能美市土地利用条例の制定（2013 年 8 月）
- 各地区の市街地の整備（JR能美根上駅および周辺、寺井まちなか、辰口温泉街および周辺）
- 交通ネットワークの整備・充実（能美根上スマート IC の供用開始、都市計画道路の見直し）
- 都市施設等の整備・見直し（秋常山史跡公園の整備、能美市公共施設等総合管理計画の策定）など

2. 都市計画マスタープランの概要

1) 都市計画マスタープランの位置づけと役割

本計画は、第2次能美市総合計画や能美都市計画区域マスタープランなどの上位計画に即しつつ、長期的な視野に立ったまちづくりの方向を示すものであり、個別具体の都市計画をリードするとともに、個別計画間の整合性・総合性の確保を図る役割を担います。

また、総合計画に示されている内容をより具体的な都市づくりの計画として表現することより、まちづくりを行う全ての人に対して、計画・事業の意図、具体的な効果等をわかりやすく示す役割も担います。

2) 対象範囲

本計画の対象範囲は、能美市全域（行政区域）とします。

本計画は、基本的には都市計画区域を対象に定めるものですが、本市においては都市部や田園部と中山間部の連携を図りながら、一体的なまちづくりを推進することが必要であることから、都市計画区域に指定されていない地域を含めるものとします。

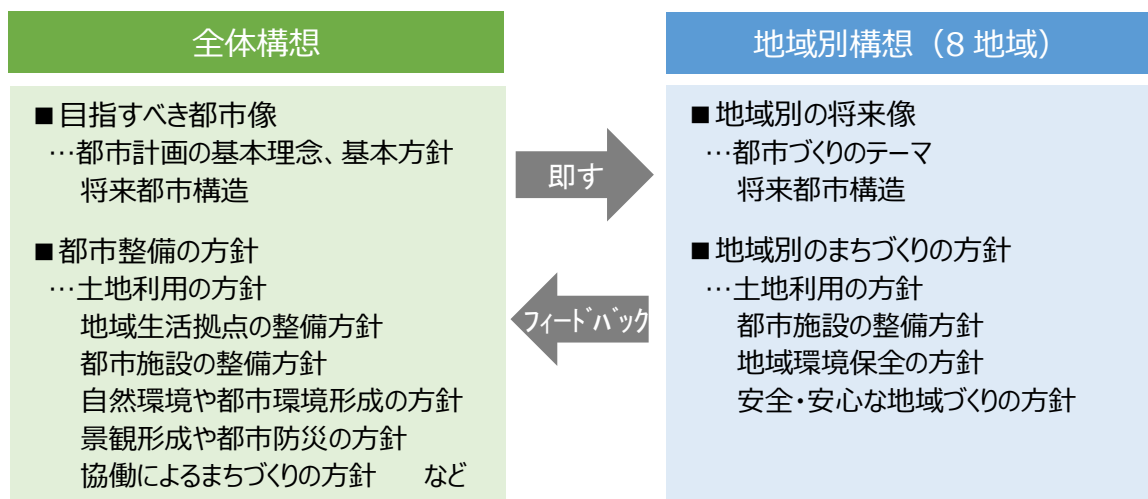
3) 目標年次

本計画の目標年次は、策定年次の2022年から2040年とします。

なお、上位計画の見直しや社会経済情勢の変化等に応じて、適切に計画の見直しを行うものとします。

4) 計画の構成

本計画は、都市計画の目標やその実現に向けた各種都市計画の方針を示す『全体構想』と、都市内の地域別の目指す将来像や実施すべき施策の方向などを示す『地域別構想』および『計画の実現方策』から構成されます。



3. 検討体制

- ・本計画の見直しにあたっては、「市民満足度調査」や「タウンミーティング」「地域別説明会」などにより市民意向を踏まえながら、学識経験者や市民代表、関係行政機関からなる「マスタープラン策定委員会」において検討し、市議会や都市計画審議会の意見を踏まえ、計画を策定・公表します。

【計画の検討体制・策定の流れ】

